

## 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">千葉県環境審議会運営規程</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 審議会は、法律及び条例の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>七 自然環境保全法（昭和 4 7 年法律第 8 5 号）第 5 1 条第 2 項の規定により、温泉法（昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号）及び鳥獣の保護及び<b>管理並びに</b>狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(部会の設置等)</p> <p>第 4 条 審議会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、当該下欄に掲げる事務を所掌させる。</p>	<p style="text-align: center;">千葉県環境審議会運営規程</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 審議会は、法律及び条例の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>七 自然環境保全法（昭和 4 7 年法律第 8 5 号）第 5 1 条第 2 項の規定により、温泉法（昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(部会の設置等)</p> <p>第 4 条 審議会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、当該下欄に掲げる事務を所掌させる。</p>

新		旧	
大気環境部会	(省略)	大気環境部会	(省略)
水環境部会	(省略)	水環境部会	(省略)
廃棄物・リサイクル部会	(省略)	廃棄物・リサイクル部会	(省略)
自然環境部会	(省略)	自然環境部会	(省略)
鳥獣部会	1 野生鳥獣の保護及び <u>管理並びに</u> 狩猟に係る重要な事項に関すること。 2 特定外来生物に係る重要な事項に関すること。	鳥獣部会	1 野生鳥獣の保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること。 2 特定外来生物に係る重要な事項に関すること。
温泉部会	(省略)	温泉部会	(省略)
企画政策部会	(省略)	企画政策部会	(省略)
(中略)		(中略)	
<p>附 則 この規程は、平成6年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成13年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この規程は、平成14年6月14日から施行する。 2 平成14年6月13日以前に開催した審議会については、</p>		<p>附 則 この規程は、平成6年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成13年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この規程は、平成14年6月14日から施行する。 2 平成14年6月13日以前に開催した審議会については、</p>	

新	旧
<p>第9条第1項の規定は適用しない。</p> <p>附 則 この規程は、平成15年7月24日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成21年7月12日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成25年8月28日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成27年〇月〇〇日から施行する。</u></p>	<p>第9条第1項の規定は適用しない。</p> <p>附 則 この規程は、平成15年7月24日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成21年7月12日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成25年8月28日から施行する。</p>